

－受験者の増加をめざして－
神戸市職員採用の認知促進プロモーション業務
公募型プロポーザル実施要領

神戸市人事委員会事務局任用課

1 案件名称

－受験者の増加をめざして－ 神戸市職員採用の認知促進プロモーション業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

人材獲得競争が激化するなか、神戸市政で活躍できる有為な人材を獲得していくため、主に大学生に対し、神戸市職員採用の認知を促進し、本市を就職先の選択肢としてもらう。また、受験意欲を掻き立てる広報を展開し、現行(約 1,000 名)の 1.5 倍を目標に受験者の増加をめざす。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模 (契約上限額)

¥5,000,000- (消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結の日～令和4年3月31日(木)(予定)

(5) 履行場所

神戸市人事委員会事務局任用課

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約の締結は、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。最優秀提案者が辞退又はこのプロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(6) 神戸市に限らず本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。

(7) 本業務の遂行にかかる関係者との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有し、提案内容を着実に遂行できること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和3年10月28日(木)
(2) 質問受付締切	令和3年11月29日(月)
(3) 質問に対する回答	令和3年12月6日(月)
(4) 参加表明締切	令和3年12月9日(木)
(5) 企画提案書の提出期限	令和3年12月13日(月)
(6) 提案審査会の開催	令和3年12月16日(木)
(7) 選定結果通知	令和3年12月中旬(予定)
(8) 契約締結・事業開始	令和3年12月下旬(予定)
(9) 事業完了	令和4年2月上旬(予定)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和3年10月28日(木) から令和3年12月9日(木) 17:00 まで
(※持参の場合は、平日の9:00 から17:00 の間(12:00 から13:00 を除く))

イ 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第2号) ※パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すること。
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 法人登記簿謄本
- ⑤ 納税証明書(国税及び地方税)
- ⑥ 法人印鑑登録証明書
- ⑦ 企画提案書(⑦のみ別途12月13日(月)までの提出でも構わない。) 企画提案書には以下の(a)、(b)を含むこと。
(a) 斬新で新しい広報企画案(必ず別紙「仕様書」3. 業務内容を参照すること。)
(b) スケジュール及び人員の体制
- ⑧ 見積書(できるだけ詳細の内訳を明記すること。)

ウ 提出場所 神戸市人事委員会事務局任用課

エ 提出方法 持参又は郵送(書留)により提出すること。

オ 提出部数 1部(⑦のみ8部)

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和3年10月28日(木) から令和3年11月29日(月) 17:00 まで

イ 提出方法 下記、神戸市人事委員会事務局任用課の電子メールアドレス宛に、電子メールにて提出すること。また、質問書を送信した場合は、問い合わせ先へ電話によりその旨を連絡すること。

ウ 質問の提出先・問い合わせ先

神戸市人事委員会事務局任用課

【メールアドレス】 jinjiiinkai@office.city.kobe.lg.jp

【電話番号】 078-322-5823

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の9:00 から12:00 及び13:00 から17:00。)

エ 回答の公表 令和3年12月6日(月)までに参加申請者全員に対し全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

オ その他 審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。

7 選定方法

(1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

(2) 提案審査会において、提出書類を以下の評価基準に基づいて評価し、合計点が最も高い提案者

を委託予定先として選定する。

- (3) 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ 仕様と合致しないと判断したもの（見積費用の総額が上限金額を超える企画及び不足書類がある企画も含む）
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 提案者が1者の場合は、審査委員会において、当該提案者を委託予定先として選定するか、プロポーザルを再実施するかを判断する。
- (5) 合計点が同点の場合は、審査項目のうち「内容」の点数が高い業者を委託先として選定する。それでもなお同点の場合は、審査委員会にて協議の上、委託先の業者を選定する。
- (6) 選定結果の通知
12月中旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

【評価基準】

評価項目	内容	配点
内容	ターゲット層に対し、職員採用の認知を促進する効果的な企画か。	30
	受験者の増加につながる企画か。	10
	本市の仕事に魅力を感じ、採用試験を受験したくなるような内容か。	10
	企画案は戦略的か。	10
	本市で実施したことのない斬新で新たな企画案か。	10
管理運営	実施体制（責任の明確化や人員配置）は十分か。また十分な類似実績があるか。	10
地域	地元企業（本社を市内に有する者）10点、準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）5点、その他0点	10
価格	最低見積額を10点、その他の見積額は10点×（最低見積額／見積額）とする。※小数第1位を四捨五入	10
合計		100

(7) 注意事項等

- ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。（計3名まで）
- イ プレゼンテーションの実施時間は、30分程度とし、企画提案の説明時間は20分以内、質問及びその回答時間は、10分程度とする。
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。
- オ 参加者が多数のときは、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める参加者を選定する場合がある。
- カ プレゼンテーションは、企画提案書類等だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、既提出の企画提案書類等に新たな要素を追加、修正することは認めない。
- キ プレゼンテーションを円滑に進めるために、資料を配布することは認めるが、企画提案書類等と異なり、評価時の正式書類としては扱わない。
- ク プレゼンテーションを円滑に進めるために、企画提案書類等の内容に係る質問事項を事前に送付する場合がある。
- ケ プレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- コ 提案者が1者の場合でも当該プロポーザルは成立するものとする。

サ プロジェクターやスクリーン等については、本市が用意可能なものとする。なお、それらを使用する場合は、事前に神戸市人事委員会事務局任用課まで電話連絡すること。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ すべての企画提案書は返却しない。
- ウ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- エ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- オ 企画提案書について、あらかじめ提案審査会前に内容の確認（ヒアリング）を行う場合がある。
- カ 上記のほか、神戸市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は提出すること。

(2) 契約の締結

契約の締結は、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。最優秀提案者が辞退又はこのプロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、提案審査会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。なお、40点未満の提案者については契約を締結しないこととする。

9 担当部署等

神戸市人事委員会事務局任用課 担当：玉田・西川

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館22階

【電話番号】078-322-5823 【FAX番号】078-322-6153

【Eメール】jinjiinkai@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします。